

推定相続人廃除届

家庭裁判所の調停または審判により、推定相続人を相続から排除するための届です。

根拠法令	戸籍法第97条、民法892条、第893条
届出期間	調停成立または審判確定の日から10日以内
届出地	推定相続人の本籍地または届出人の所在地
届出人	排除した人（遺言による廃除の場合は遺言執行者）
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：推定相続人廃除届記入例は下記をご覧ください・推定相続人廃除届：調停調書の謄本または審判書の謄本及び確定証明書・推定相続人廃除取消届：審判書（調停調書）の謄本・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	
教示	推定相続人廃除届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※ 調停成立の日又は審判確定の日から10日以内に届出してください。

推定相続人廃除届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください
埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

よみかた 氏 名	廃 除 さ れ た 人		廃 除 し た 人	
	氏 名	かすかべ 氏 春日部	じろう 名 二郎	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 () 氏 名 春日部 太郎
生 年 月 日	昭和・平成43年3月20日		昭和・平成17年4月3日	
住 所 〔住民登録をして いるところ〕	埼玉県春日部市中央 7丁目2番1号 (方書・マンション名)		埼玉県春日部市中央 6丁目2番号 (方書・マンション名)	
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 1番		埼玉県春日部市金崎 839 丁目 1番	
	筆頭者 の氏名 春日部 二郎		筆頭者 の氏名 春日部 太郎	
廃除の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 審判 平成23年 12月 19日 確定 <input type="checkbox"/> 調停 平成 年 月 日 成立			
そ の 他				
届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 廃除した人 <input type="checkbox"/> 遺言執行者			
	住 所 埼玉県春日部市中央 6丁目2番号 (方書・マンション名)			
	本 籍 埼玉県春日部市金崎 839 丁目 1番 筆頭者 の氏名 春日部太郎			
署 名 春日部 太郎 印 昭和・平成17年4月3日				

※持参するもの 印鑑

※本籍地以外に提出する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

※調停の場合は調停調書の謄本、審判の場合は審判書の謄本及び確定証明書を添付してください。

連絡先	電話 048(736)1111 自宅・携帯・勤務先・呼出
-----	---------------------------------